

受理官庁 A P	アフリカ広域知的所有権機関 (A R I P O)	附属書 C A P
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ <sup>1</sup> 、シエラレオネ、スーダン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英 語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ <sup>2, 3</sup>	認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める <sup>4</sup> 。	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁 又はスウェーデン知的所有権庁（P R V）	
管轄国際予備審査機関	オーストリア特許庁、欧州特許庁 又はスウェーデン知的所有権庁（P R V）	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：米国・ドル（USD）又は出願人が居住しているA R I P O締約国の現地通貨	
送付手数料	USD	50 又は出願人が居住しているA R I P O締約国の同等額の現地通貨
国際出願手数料 <sup>5</sup>	USD	1,453
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>5</sup>	USD	16
減額（手数料表第4項に基づく）：		
電子出願 （文字コード形式による願書）	USD	218
電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約）	USD	328
調査手数料	附属書D（A T）、（E P）又は（S E）参照	
優先権書類の手数料	USD	30 又は出願人が居住しているA R I P O締約国の同等額の現地通貨

[次頁に続く]

- 2014年8月19日以降に行われた国際出願について。
- 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出することが望ましい。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である。ただし、この配列リストを画像ファイル形式（P D Fなど）で提出した場合には、各頁につき手数料を支払う（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 関連する受理官庁の通告については、2020年7月9日付公示（P C T公報）150頁以降を参照。
- この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C（I B）参照）。

---

A P

アフリカ広域知的所有権機関  
(A R I P O) (続き)

A P

---

受理官庁は代理人を要求するか？

不要，出願人がA R I P O締約国内に居住するか，又は主たる営業所を有する場合

要，A R I P O締約国の1つの領土内に居住又は主たる営業所を有しない場合

---

誰が代理人として行為できるか？

A R I P O締約国の受理官庁に対して出願人の代理をすることが許可された代理人

---